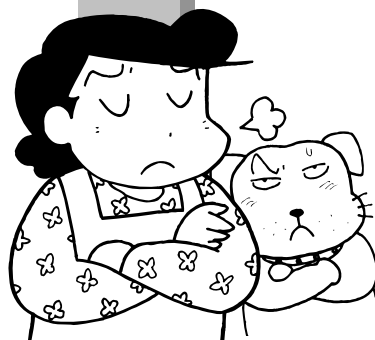


# 滞納は 市民が許しません



～12月から徴収強化～

問合せ  
収納課 ☎66◆1117



## 滞納すると...

市民の皆さんに納めていただいている税金は、市がさまざまな活動や行政サービスを行う上で、大切な財源となっています。しかし近年、この大切な財源の収納率が低下しています。

このまま滞納が増えると、市の財源が減少するだけでなく、滞納整理をするために税金を費やすことになり、市の活動や行政サービスに大きな影響をおよぼします。これは、ルールに従って納税している市民の皆さんに、多大な迷惑をかけることになるのです。

納期限までに納めていただきた方と不公平にならないために、本来納めてもらう金額のほか、納期限から納付された日までの日数に応じて、延滞金が増算されます。

滞納者には督促状を送付して納税を催促しますが、督促状発送日から10日を経過するまでに完納されない場合には、滞納処分が執行されます。また、行政サービスのの中には、滞納した日からサービスが受けられなくなるものもあります。

### 延滞金

延滞金額に対し、年14・6%の割合で加算されます。ただし、納期限後1カ月間は年7.3%の割合で加算されます(当分の間は、公定歩合に年4%を加算した割合)。

### 滞納処分

#### ○財産の差押

滞納者の財産を売却して税に換価する前提の手続きで、差押財産になると滞納者の財産処分が制限されます。差押対象となる財産は、土地、建物などの不動産のほか預金、売掛金、給料などの債権が主なものです。

#### ○差押財産の換価

差し押さえた財産を売却したり、債権を取り立てたりして滞納金や延滞金に充当します。

### サービスの制限

#### ◎国民健康保険税

1年以上滞納すると、保険証の返還を求め、被保険者の資格を証明するだけで保険の効力がない被保険者資格証明書を交付することになります。そのため、医療機関などで診療を受ける際には、いったん全額自己負担となり、後日一部負担金を除く医療費の払い戻しを受けることとなります。詳しくは、

くは、保険年金課(☎66◆1172)へお問い合わせください。

### ◎介護保険料

1年以上滞納すると、介護サービスを利用する際、費用の全額をいったん利用者が支払い、申請により費用の9割の払い戻しを受けることとなります。2年以上滞納すると、利用者負担が1割から3割に引き上げられ、高額サービス費の支給が受けられなくなります。詳しくは、長寿課(☎66◆1176)へお問い合わせください。

○市税などの収納率 (単位: %)

	市税	国保税	介護保険
10年度	98.7	95.9	—
11年度	98.4	95.2	—
12年度	98.3	95.0	98.9
13年度	98.2	94.1	98.9
14年度	97.8	93.1	98.7

市としては、増加する滞納対策として、新たに12月から関係部課の管理職員が滞納者宅を訪問し、催告・徴収事務を行います。また、納税についての相談を随時受け付けていますので、災害や病気、所得の激減などがあり、納付が困難になった場合など、お早めに収納課までご相談ください。